

## 茂原市農業委員会第12回総会議事録

- 1 開催日時 平成27年10月23日(金) 午後1時30分から
- 2 開催場所 茂原市役所102議室
- 3 出席委員 26名
  - 1番 北田 茂
  - 2番 日吉利 一
  - 3番 井上 幹男
  - 4番 高山 多聞
  - 5番 湯浅 公夫
  - 6番 風戸 茂樹
  - 7番 蕨 直邦
  - 8番 秋山 芳廣
  - 9番 杉浦 文子
  - 11番 中田 文昭
  - 12番 渡邊 滋樹
  - 13番 高橋 英二
  - 14番 秋葉 仁喜
  - 15番 浦島 京子
  - 16番 鬼島 一郎 (第二小委員長)
  - 17番 佐藤 栄作
  - 18番 矢部 義明
  - 19番 古山 光雄
  - 20番 熊切 秀雄
  - 21番 加藤 古志郎 (会長)
  - 22番 大塚 優
  - 23番 鈴木 幸雄 (第一小委員長)
  - 24番 鵜澤 和行
  - 25番 丸島 正昭
  - 26番 麻生 重和
  - 27番 石井 利明 (職務代理者)
- 4 欠席委員 1名
  - 10番 光橋 正人
- 5 事務局職員 5名
  - 事務局長 葛岡 直樹
  - 局長補佐 三階 英幸
  - 主査 東條 成男
  - 副主査 芝崎 一郎
  - 主事 斉藤 直也
- 6 会議に付した議案
  - 農地法第3条の規定による許可申請について 23件
  - 農地法第5条の規定による許可申請について 7件
  - 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について 12件
  - 下限面積(別段の面積)の設定について
  - 平成28年度茂原市農林行政に関する建議(案)について
- 7 報告
  - 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

平成27年度農業者年金加入促進の取り組みについて  
その他

8 総会要旨

局長

本日はお忙しい中、農業委員会第12回総会にご出席いただきましてありがとうございます。本日の議事案件は、3条申請が23件、4条申請は0件、5条申請につきましては7件、農地法第5条の規定による許可後の計画変更が12件、下限面積（別段の面積）の設定について、平成28年度茂原市農林行政に関する建議（案）についての合計44件でございます。そのほか報告事項がございます。現地調査につきましては、19日に第1小委員会で行っております。本日の欠席委員ですが、光橋委員より所用のため、欠席する旨の連絡がございました。これから議事に入らせていただきます。会議規則によりまして、会長が議事の進行をするということになっておりますので、加藤会長よろしく申し上げます。

会長

それでは、ただいまから総会を始めたいと思います。さて、議事に入る前に本日の議事録署名人の選出についてですが、いかがいたしましょうか。

（議長一任の声）

議長一任との意見がありましたのでこちらで指名させていただきます。本日の議事録署名人は11番中田委員と12番渡邊委員にお願いしたいと思います。議案の説明及び書記は事務局にお願いします。早速議事に入りますが、3条申請として1号～20号議案、5条申請として31号～40号議案については一体計画となります。事務局の説明後に事業者に来てもらっていますので、新規就農ということから皆さんから事業計画についての質問を受け、それにお答えいただいたうえで、審議の参考とさせていただきます。その後一括してこれらの議案について審議を行い、その後他の議案の審議を行うという流れで審議を行いたいと思います。

それでは3条申請の1号～20号議案、5条申請の31号～40号議案について事務局の説明をお願いします。

事務局

まず始めに今回申請の営農型太陽光という事業経緯をご説明いたします。

こちらの申請地は当初は通常の太陽光発電事業を行う予定でありましたが、申請地が『第1種農地』ということで、太陽光発電は出来ないとのことになりまして、申請者が県に問い合わせたところ「営農型太陽光発電」という手法であれば一時転用ではあるが第1種農地でもやれる可能性があるとの回答がありました。

そこで耕作放棄地であった申請地に新たに耕作するという3条申請と太陽光発電事業を行う5条申請の一体計画申請に至っております。

ここで営農型太陽光発電の概要についてご説明いたします。お手元にごございます資料の「営農型太陽光発電システムの概要」をご覧ください。

営農型太陽光発電とは、農作物を栽培している農地の上に長い支柱を立てて上空に太陽光パネルを設置し、農業と太陽光発電を両立するもので、第1種農地であっても3年間という一時転用許可の形で許可となるものです。また、期間満了時に再度一時転用許可を取り更新していく形になります。ただし、パネル下部の農地の営農が適切に継続される事が前提であり、営農が行われない場合や下部の農地における単収が同じ年の地域の平均的な単収と比較して概ね2割以上減収する場合は、最終的に発電設備の撤去指導を県からすることになります。

提出書類についてですが、農地所有者以外の者が申請する場合は3条と5条の申請を同時に行い、加えて営農型発電設備の下部の農地における営農計画書等の提出が必要となります。許可については、農業委員会は5条許可と同日付で3条許可を行い、

5条が許可されない場合には3条許可は行われません。

転用許可を受けた者は、下部の農地において生産された農作物に係る状況報告（2月末時点のもの）毎年報告することになります。

続きまして、3条申請の1～20号議案について説明させていただきます。

本申請は31～40号議案の営農型太陽光発電システム用地の計画変更申請と一体の計画であり、当初の営農者であった★★さんが事業を継続していくことが困難になってしまったためそれに代わって農業生産法人★★さんが新たに農地を借り受ける申請でございます。またそれに伴って事業協力者である★★さんが★★さんからの事業承継によって太陽光発電事業を行うためにその空中部分に賃借権を設定する申請でございます。

わかりやすさを考慮して、まずは営農部分に当たる1～20号議案の内奇数番号部分、1、3、5、7、9、11、13、15、17、19号議案について説明させていただきます。

本申請は、新規に設立した株式会社が農業生産法人としての要件を満たし農地を借り受けるということになりますので、新規就農となります。

なお、本日は★★代表として★★さん、★★さんの2名においでいただいておりますので、この後、入室していただきまして新規就農農業生産法人として承認できるかなど質疑等をお願いしたいと思います。

申請地は、高田字屋芝地先他14筆、田んぼ11605㎡、畑4680㎡の合計16345㎡に賃借権を設定しようとする申請でございます。賃借人は船橋市の農業生産法人、★★さん、賃貸人は1号議案につきましては高田の★★さん、3号議案につきましては東金市の★★さん、5号議案につきましては高田の★★さん、7号議案につきましては大網白里市の★★さん、9号議案につきましては高田の★★さん、11号議案につきましては高田の★★さん、13号議案につきましては高田の★★さん、15号議案につきましては高田の★★さん、17号議案につきましては高田の★★さん、19号議案につきましては法目の★★さんでございます。

ここからはお手持ちの資料「営農計画書」をご覧になりながらお聞き下さい。農業経営に係る実施計画書の内容につきまして簡単に説明しますと、借り受ける農地16345㎡に椎茸、にんにく、大根、みょうが、じゃがいも、さつまいもの植え付けを行い、それぞれの作物の作付け場所についてはお配りした資料の2枚目の通りになっております。生産物の処理方法としては★★さんへの出荷による方法を予定しておりまして、合計約★★万円の生産収益を見込んでおり、それに対する生産経費として材料費、一般経費等で約★★万円を見込む計画となっております。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有については★★からのリース取引や金融機関からの借入により確保予定で問題ないものと思われま。労働力については、構成員3名と常時雇用2人、臨時雇用が3人で営農していく計画でございます。技術については構成員に農業経験者の方も含まれているため問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては構成員、常時雇用、臨時雇用合計で1000日と従事する計画であることから常時従事していくことと認められます。下限面積要件につきましては、今回賃借する土地は16345㎡であることから50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしていく計画であるものと思われま。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして、空中部分に当たる1～20号議案の内、偶数番号部分である2, 4, 6, 8, 10, 12, 14, 16, 18, 20号議案について説明いたします。

申請地は、高田字屋芝地先他12筆、田んぼ8805㎡、畑4680㎡の合計13485㎡の空中部分に営農型太陽光発電システムのための賃借権を設定しようとする申請でございます。賃借人は船橋市の★★さん、賃貸人については先程の★★さんの新規就農に係る申請と同様でございます。

次に3条許可基準でございますが、営農型太陽光システムの下部の農地に係る3条許可の判断については、3条2項ただし書きに該当するため、同項各号の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件などの各要件を満たす必要はありません。処理基準においては、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていることとなっております、これらの要件は満たしていると考えられます。

次に31～40号議案の計画変更申請につきまして担当事務局員から説明をお願いします。

それでは31号議案でございますが、次の32号から40号議案まで賃借人が同じであり、一体計画での申請となりますので同時にご説明致します。申請地番につきましては、高田字屋芝地先、他12筆で当初許可地と変わりません。当初許可との変更点につきましては、計画者が当初事業計画者である高田の★★さんから船橋市の★★さんへと承継されるものでございます。変更理由といたしましては、今年3月に★★さんが事業を継続していくことが困難になってしまったため、事業協力者である★★さんに事業承継するものでございます。

申請面積につきましては、太陽光発電施設の支柱部分の断面積の合計となりまして、当初申請時よりも借入資金が多く確保出来たのでパネルの数を増やした為、面積が増えております。尚、現地は既に発電施設設置済みでございまして規模としましては、太陽光パネル3744枚、支柱1362本でございます。パネルの集合体を146ヶ所設置して外周にフェンスを設置してございます。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地はおおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地でありますので、第1種農地と判断され、原則として許可することができない農地でございますが、第1種例外として、農地法施行令第10条及び第18条第1項第2号の仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであることに当てはまり、例外的に許可出来る農地でございます。一般基準につきましては、添付すべき必要書類で確認をいたしております。

それでは、事業者の★★代表の方に入室していただきます。  
(★★の担当者入室。)

事業者

(事業者より自己紹介。)

会長

それでは、みなさんから質問を受けるわけですが、まず私から事前に小委員会でいろいろご意見が出たことについて、まとめて何か質問させていただきたいと思っております。

まず1点目は★★の設立に至る経緯について、2点目は★★さんの構成員の方の農業経験とその実績について、3点目は営農予定作物が前回と変わっていること、とりわけ申請地は湿地滞のような状態であり、そのような場所で根菜類を耕作する事については困難であると思われるのですが、その点の見通しについてどのようにお考えな

のか、以上の3点について伺いたいと思います。

事業者

まずは★★設立の経緯ですが、本申請は空中部分の太陽光発電については★★が、下部の農地部分については、★★さんが主に代表となって耕作を行う計画でしたが、★★さんの体調不良により耕作が不可能となってしまったため、営農部分についても★★が全面的に行うべきではないかとのこと、今後も主に耕作放棄地で同じような事業を進めて行く前提がありまして、大規模に農業を行うため、その際に農業生産法人として認可をいただき、★★と資本を分けて大々的に行う必要があるとのことから設立に至ったわけです。

次に農業実践経験の有無についてですが、今隣におります★★が中心となって高田地区は耕作をしております。彼の実家は農家で、幼少の頃に手伝いをしていたぐらいだったのですが、もともとバイオ工学を専攻していた学生でありました。実際の営農活動経験は豊富にあるわけではございません。ですが、それを補う方法として、作付け品目毎に、何年もその品目を耕作していたプロの農家と業務提携を有償でさせていただきますまして、我々も成長させていただいております。決して経験豊富とはいえない私達をサポートする体制は確保しているということをご理解いただければと思っております。

次に作付け品目の変更についてですが、今回、作付け品目を大幅に変更した要因として、まずは販路の問題でした。

当初、「みょうが」と「ふき」を作付けし、★★等に販売する計画でしたが、大量の「みょうが」と「ふき」を買受けることができない旨の回答をいただいたことで、販路を切り開くことが困難となってしまいました。そのため、特に土壌の悪い箇所では何か作付けできないかと★★に相談させていただきましたところ、土を使わない「しいたけ」であれば、★★で買い取ってもらえるとの回答をいただきました。

そこで、既に原木を納入しており、今後2千本を追加で納入する予定です。また、研究エリアと称している箇所については、プロの農家の方からアドバイスを受けながら「小松菜」を作付けする予定で、現在、機械等の購入を含め、作付けを進めており、年内に出荷できればと考えております。「じゃがいも」「さつまいも」につきましても、市内の農家の方にお手伝いをお願いし、了承を得ているところでございます。「大根」「にんにく」等については農家からアドバイスを受けながら、既に植えており、順調に育ってきている状況です。

次に土壌の問題として、申請地は相当水捌けが悪いことが挙げられます。水捌けの問題を解決する方策として、当初の計画より申請地内の水路を用水路と排水路に接続する予定で現在、工事を進めております。なお、土壌改良につきましましては必要な箇所を行い、その部分の作付けは後回しでやらせていただいて、作付けが可能な土壌部分から作付けをさせていただく予定でおります、そのため来年5月くらいまで作付けをしないエリアが2ラインほどございます。そのエリアについては土壌改良に専念させていただきます、また連作を避けるために最初に昨付けした畝を休ませ、新たに土壌改良をした畝に作付けする予定です。

会長

説明いただいた中で、農業生産法人を立ち上げられ、今後、耕作放棄地において農業を推進していかれるとのことですが、耕作放棄地の貸し借りなどを進めている農地中間管理機構などとの協議はされているのですか。

事業者

農地中間管理機構について知らなかったため、協議はしておりませんが、農家の方とは直接お話をさせていただいております。今後、農地中間管理機構との協議がベターな方法であれば、そのようにさせていただくつもりでおります。

会長

他にご質問ございますか。★★委員、どうぞ。

- ★★委員 何点か質問させていただきますが、まず、今配られた写真はいつのものですか。
- 事業者 「しいたけ」の原木については平成27年10月21日のもの、もう1枚については、平成27年10月22日のものになります。
- ★★委員 続いてですが、資金計画については★★さんからどのように承継されているのかについて伺います。
- 事業者 現在の資金計画といたしましては、申請者の★★自体に資本が注入されていない状態でありまして、★★から資金の貸付を受けて、機材などの購入費を賄っております。この貸付については、資本の注入後に返済という形をとりまして、独立した形態になります。
- ★★委員 先日の小委員会で現地調査をしているんですが、現地を見たところ、とても耕作ができる状態ではないというのが委員さん皆さんの意見でした。県にも確認をしたところですが、第1種農地をこれだけの面積で営農型太陽光発電の事例はないとのことでした、そういった中で現在の営農状況の遅延については、あまりに杜撰な結果ではないかと思われるのですが、その点についてどのようにお考えなのか。
- 事業者 おっしゃるとおりだと思います。遅れてしまった理由は申し上げたとおりですが、遅れてしまった事実は変わりませんので、この場で深くお詫び申し上げます。
- ★★委員 営農計画書を出して、あれを作ります、これを作りますと口で言うことは簡単です。計画をされる中で当然、ご存知だと思いますが、これだけの面積を一時転用して営農型太陽光発電をするには様々な規制がありますね。例えば、周辺農地の収穫高の8割を下回らないこと、年に一度報告書を提出しなければならないこと、一時転用ですと3年に一度、更新しなければならないこと。こういった規制もありますが、現在の状況をみると営農についてのやる気が見えてこないと思うんですよ。他の市町村をみても営農型太陽光発電は、許可が下りないんですね。通常の太陽光発電の場合、多くは面積でいっても10～20aぐらいがやっとなと思います。そういった中で、是非、頑張ってもらいたいので、真剣に取り組んで下さい。以上です。
- 会長 他に質問はございますか。★★委員、どうぞ。
- ★★委員 今回お越しいただいた★★さんは★★の役員の方ですか。また法人の所在地が船橋となっていますが、150日以上農作業従事は本当に可能ですか。
- 事業者 私は★★の部長職に就いております。現在、幕張に居住していますが、150日以上農作業に従事するつもりです。
- ★★委員 会社の部長職の方ですと、農作業が片手間になりおろそかになりませんか。今、会社では何を担当されているのでしょうか。
- 事業者 現在、太陽光発電の担当をしておりますが、今後は申請地の近くに大部屋を借り、そこを拠点にして間違いなく150日以上農作業に従事する予定です。
- ★★委員 先程の排水についての説明の中で、用水路に接続するとのことでしたが、農業用の用水路ですか。今回、事業者で新設されるんですか。「しいたけ」は間違いなく買い取りはしてもらえるのですね。

事業者 もともと申請地の両脇にあった用水路ですが、現在傾斜がおかしくなっており、機能しない状態です。土地改良区にも相談したのですが、直せないとのことでしたので我々が直して排水を接続する予定です。ただ用水路は東側の道路を越えて先に続いているようですので、道路を越えてまでの工事はできませんので、実際には自然浸透させるつもりです。排水路の方はうまく流れていますので、なるべくそちらに流すように考えています。「しいたけ」については、★★に買い取ってもらえるよう協議済みです。

会長 他にございますか。★★委員、どうぞ。

★★委員 今、私の地元でも今回の申請者の代理人が、同じく営農型太陽光発電を今回の件と同様に進めたいと相談に来たことがありました。今回の件も農作業が追いついていない状況で、他の場所で同様の事業を進めたいということについてどのようにお考えなのか。今後の見通しについても併せて伺います。

事業者 今後の見通しについては、同様の事業を拡大していきたいと思っております。拡大をしないでいけませんと農業生産法人としての意味合いが半減してしまうからです。拡大をして雇用を生み出していければと思っております。苦肉の策として、一時転用して太陽光発電を行うというストーリーは2年前の話で、現在は日本で初のモデルとして、大規模に同様の事業を行い、再生エネルギーの生産と併せて、多くの若い世代の雇用を生み出し営農を推進していきたいと思っております。今回の申請地の面積だけでは、事業規模としては小さすぎると思っております。将来的には、茂原市全体で同様の事業を行うことで耕作放棄地が無くなり、雇用を抱え、太陽光発電とともに営農を行うことが可能であることを証明していきたいと思っております。こちらも事業ですので中途半端な気持ちでやっているわけではありませので、ご理解いただきたいと思っております。

★★委員 そのためにも第1歩である今回の件を、しっかりと事業を行い成功させて下さい。

会長 それでは★★委員、どうぞ。

★★委員 気になって現地を何回も見させていただきましたが、「にんにく」を栽培しているといっても家庭菜園のレベル、「しいたけ」もようやく原木が入った状態、見えない箇所は耕していない状態、道路から見える箇所はきれいになっていますが、見えない奥の場所はそのままの状態になっている、小さい規模で成功できなければ、大規模にやるなんてとてもできません。心配で。あの場所ですと思ったのは、荒れていたからですよ。そういう状況の人達だからきちんと面倒をみてあげないといけないんですよ。

若い人を雇用して使うと言うけど、今の若い世代の人達が泥んこになってあの場所で働きますか？そういう目安をきちんとつけて、地元の人たちを守っていかないといけないんですよ。いい加減なことでは困ります。

市内の他の場所でも太陽光発電を計画しているとのことですが、それらも今回と同じ営農型太陽光発電ですか？

事業者 そうです。同じく農地部分では耕作をする予定です。

★★委員 大丈夫ですかね。こういう営農計画書を作っても、農家でこれだけの売り上げを出すというのは大変なことなんですよ。「しいたけ」を★★に指導してもらって作ると思いますけど、今、★★にりっぱな「しいたけ」を出荷している人が大勢いるんです。品質の悪いものは通りませんよ。本気で頑張ってもらわないと撤去になりますので、

頑張ってください。

会長

それでは★★委員、どうぞ。

★★委員

計画がとてもしりっぱなものになっていますが、厳しい見方をすれば、農業委員だけでなく多くの方が、先程も指摘があったとおりの見方をしているというのが現実だと思います。何点か質問させていただきます。

先程の事業者の方が説明したとおりの状況であるのならば、意欲のある異業種の事業者さんがいろいろな人達からアドバイスを受け、試行錯誤をしながら農業に参入するということですね。そうであれば、今、提出されている計画書は、もう一度吟味して出し直しをされた方がよろしいのではないですか？つまり、相当、親会社から資金供与を受け、インフラを整備する、人材を育成する、それらをこれから一所懸命やるということであれば、今提出されている事業計画はおかしいと私は思います。

2点目ですが、営農型で太陽光発電を考えるのであれば、私はあのような太陽光パネルの設置はしませんね。あれだけ太陽光パネルを申請地いっぱい敷き詰めたら、日影図を作るまでも無く、一日中、まったく日照が入ってこない農地の面積が相当な面積になるはずなんです。営農型太陽光発電とは、一部ではなく申請地ほぼ全ての農地に耕作を求められている訳ですね。とすれば、その部分を排水路の整備だけでなく、既にパネルを設置してしまったのですから、もう少しシビアに検討して、作付けできるエリアがどのくらいあるのか、全く日照の入らないエリアはどうするのか、そういう事をうわべだけでなく、プランをしっかりと考えるべきだと思います、そういう視点が大きく欠けていると思います。そういう事をどんどんシミュレーションしていかないと、意欲だけでは乗り切れないと私は思います。

せっかく農業生産法人を作るんですから、意欲はわかりますが、人材が枯渇している状況の中で、他の場所に手を出すとかそういったことではなくて、まずはこの場所の実現可能な事業計画をしっかりと考え、地べたに足をつけてきちんとやるべきだと思います。

3点目ですが、今の盛土の高さは旧地盤から30cmくらいだと思いますが、そういたしますと、現況から考えるとちょっとやそっとの排水施設を整備した程度では、申請地全体を作付けできるようにはならないと思います。軟弱地盤や低湿地でも作付けできる作物もありますから、その点ももう一度検討してみてもいいのではないかと思います。何の作物を作付けするかについてもきちんと吟味すべきではないですかね。

素人の方が普通の田畑でも起業するのは、大変だと思いますよ。ましてやあのように厳しい条件だと、プロの農家の方でもしり込みすると思います。以上の点をしっかりと吟味して、実現可能な綿密なプランを作成すべきだと私は思います。以上です。

会長

他にご意見ありますか。★★委員、どうぞ。

★★委員

事業者の営農型についての考え方がずれていると思うんです。当初の計画で太陽光パネルの枚数が2800枚だったのが、実際に設置されている枚数が、当初計画より資金の融資が増えたという理由で、約3700枚と1000枚近く増やしているわけですね。そうすると農業をやっていくうえでは日照がさえぎられる面積が大幅に増えるわけです。

現在、河川敷と田んぼの田面の高低差が30cmくらいしかありません、その状況で30cmの盛土をするようになっていきます。営農計画では「大根、じゃがいも、サツマイモ」などの根菜類を中心に作付けするようになっていきますが、この状況ではすぐに腐ってしまいますよ。あの場所で根菜を作付けするなら、「蓮」か「蓮根」ですよ。場所にあった作物を作付けしないと収入は見込めないと思います。売電収入は★★の方にどのくらい入るのか。そうでないと今の営農計画では、とても人を雇用して営農を継続していくような状況にないと思います、3年後に地主の方が困ってしまいます



よ。当初計画の時に、遊休農地を利用していただくのは良い事ですから、地主が困らないようにやっていただきたいと申し上げました、3年後または20年後に地主が困ってしまわないように、しっかり営農計画を作ってやっていただきたい。

もう1点は、なぜ太陽光パネルの枚数を増やしたのか。現地を見ましたらパネルがきっちりと入ってしまっていますよね。どのくらいの間隔で入っていますか。

事業者

パネルは4m間隔で入っています、枚数が25%程増えたので遮光率が上がっております。作付けについてですが、単収に間に合うということで小松菜、大根を植えている状況です。その他については作付け時期が間に合わなかったため時期を待っている状況です。水捌けが悪いことは重々承知のうえですが、現在30cm強に高く盛土をして、水路を整備し水捌けを改善している状況です。大根については、一応大きくはなってきていますが、日照が完全に取れる畑のものと生育速度が同じかと言われると、そこは疑問が残ります。今の見立てでは、育成期間は通常のものより、かかるであろうと思っています。厳しい条件の中で、はたしてどのくらい生育できるかというところをみるという意味でも大根のように申請の中でもやってみるのもありかなと思って大根をやらせてもらっています。奥の部分につきましては、もともと畑として耕作されていた部分ですので、農家の方のご指導をいただきまして、昨日、小松菜を1畝植えたところです。今月中にあと4畝植え付けを行い、年内中に収穫が間に合えばと思っております。こちらも通常の育成期間よりは長くなるのは正直なところですので、年内にどのくらい収穫できるかはやってみないとわかりません。湿地にあたる部分については、籾殻などをいれて攪拌しているのですが、根本的には排水路の整備などの特殊な方法でないと水捌けの問題は解決しないと思います。

会長

それでは★★委員、どうぞ。

★★委員

あなた方は基本的には再生エネルギー事業者ですよね。太陽光パネルで得たエネルギーを売電するだけではなく、畑で利用することは考えていないのですか。例えば水耕栽培や室内栽培などです、発電したエネルギーを使えば様々な栽培方法が可能ですよ。これだけ地盤に問題があり、厳しい条件という指摘があるのですから、他の栽培方法や設備を作ることも検討すべきだと思います。

事業者

おっしゃるとおりだと思います。今後、検討させていただきます。

★★委員

パネルの枚数を増やしたのは、売電収入を増やしたいだけですよね。

事業者

おっしゃるとおりです。

★★委員

農業の知識が根本的に不足しているんですね。もっと農業の知識のある人を入れてきちんとやるべきですよ。農業できちんと収入を得て、パネルの撤去にならないようにするのであれば、今のままでは無理だと思います。

事業者

はい。

★★委員

農業経営という事を考えると、地元還元できるものを第1に考えて、次に自分達の利益、そういった中での進め方では、地元を無視した動きはできないですよ。見せかけのことだけをやったのでは、先に進めない。このことはよく承知しておいてください。

事業者

はい。

会長                    その他にございますか。★★委員、どうぞ。

★★委員                あの場所で農業をするのであれば、やはり排水が最大の問題となるわけですが、冬の時期はまだいいかもしれませんが、梅雨の時期などに排水が捌け切れなくなってしまったときはどのようにするのですか。

事業者                 基本的には土壌改良と排水路の設置で対応する予定ですが、最悪の場合、機能していない用水路を各方面の許可をいただいたうえで整備する考えです。地面が使えない部分については、太陽光パネルの周りに遮光ネットを設置し、地面にプラスチックのパネルを設置した上で「しいたけ」を栽培する予定です。

会長                    ★★委員、どうぞ。

★★委員                今回の事業には莫大なコストがかかるわけですが、20年間という事業期間の中でコストの回収にはどのくらいの期間がかかると見込んでますか。

事業者                 10年間で見込んでおります。それまでで足りないものについては、売電収入で賄う予定です。

会長                    そのほかにごございますか。なければ事業者の方からの意見聴取は以上で終了させていただきます。お疲れ様でした。  
(事業者退室)

                          それでは本件につきまして、小委員会の報告をお願いします。

第一  
小委員長                小委員会の場でも、先程からの懸念がいろいろと出ていました。本件につきましては、是非、皆さんも現地をご覧になっていただいて、次回の総会までにじっくりと考えていただきたいと思っております。現場は河川敷との高低差が30cmしかなく、排水をとるのは物理的に不可能だと思われるんですね。そういった中で根菜類を耕作することは難しいと思いますので、営農計画書についても修正していただく必要があります。以上の点を踏まえ、保留となりましたので報告いたします。

会長                    報告が終わりました。小委員会で報告のあったとおりでと思いますが、本件については、皆さんで現地を確認していただき、次回の総会までに皆さんで再度、ご検討いただくということで今回は保留ということでもよろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは、農地法3条申請の1号～20号議案、農地法5条の規定による許可後の計画変更申請の31号～40号議案については1ヶ月間保留ということに決定させていただきます。ここで休憩とさせていただきます。  
(休憩中)

会長                    それでは審議を再開いたします。  
続きまして、その他の農地法3条申請の21号～23号議案についての事務局からの説明をお願いいたします。

事務局                 つづきまして21号議案でございます。申請地は、法目字野際向地先ほか1筆、田んぼ124㎡、畑817㎡を贈与する申請でございます。申請人は、譲受人が法目の★★さん、譲渡人は父親である★★さんでございます。申請理由としましては、農地を後継者に引継ぎたいためとのことでございます。  
次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきまし

では、従事日数は世帯で680日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして22号議案でございます。申請地は六ツ野字稻荷耕地地先、田んぼ281㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買い受け人は六ツ野の★★さん、売り渡し人は同じく六ツ野の★★さんでございます。申請理由としましては、買受人につきましては農業経営規模拡大のため、売渡人につきましては規模縮小ためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は世帯合計で270日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。

なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

続きまして23号議案でございます。申請地は、長尾字田尻地先、他1筆、畑27.97㎡を売買しようとする申請でございます。申請人は、買い受け人が新小轡の★★さん、売り渡し人は長尾の★★さんでございます。申請理由としましては、買受人につきましては農業経営規模拡大のため、売渡人につきましては規模縮小ためとのことでございます。

次に3条許可基準でございますが、全部効率利用要件につきましては、機械の保有、労働力、技術については問題ないものと思われま。農作業常時従事要件につきましては、従事日数は150日と従事しており、必要な農作業に従事していることから常時従事していることと認められます。下限面積要件につきましては、50アールを超えております。地域との調和要件につきましては、当該地域で調和した農作業をしているものと思われま。添付すべき必要書類も併せて確認をいたしております。

なお、本件につきましては小委員会の際に草刈をしておくよう指摘がございましたが、申請者に通知したところ、草刈を実施した旨の報告があり、事務局で確認済みであります。

会長

説明が終わりました。

それでは、小委員会の審議結果の報告をお願いいたします。

第一  
小委員長

小委員会での審議の結果、21号議案許可、22号議案許可、23号議案許可となりましたので報告いたします。

会長

それでは順次、審議いたします。まずは21号議案ですが★★委員、ご意見ございますか。

★★委員

親子間の贈与であり、特に支障ないと思われまので許可でお願いします。

会長

21号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声)それでは21号議案については許可ということよろしいでしょうか。(異議なしの声)21号議案については、許可ということに決定いたしました。

続きまして22号議案です。★★委員、ご意見ございますか。

- ★★委員 実際★★さんが作付けを行っているとのことですので許可をお願いします。
- 会長 22号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは22号議案については許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 22号議案については、許可ということに決定いたしました。  
続きまして、23号議案です。★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 現地調査に行った時点では草が生えて荒れていたのですが、草刈を実施したとの報告がありましたので、許可をお願いします。
- 会長 続きまして★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 事務局の説明のとおり支障ないものと思いますので、許可をお願いいたします。
- 会長 23号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは23号議案については許可ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 23号議案については、許可ということに決定いたしました。  
続きまして、農地法5条の規定による許可申請に移ります。事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。  
始めに24号議案でございます。申請地は本納字万谷地先、田んぼ810㎡でございます。東京都の★★さんが法目の★★さんから土地を買い受けて太陽光発電システム用地とする申請でございます。申請理由としましては、日光を遮るものがなく日当たりが良い場所で当事業に適している為とのことでございます。計画としましては、太陽光パネル220枚でございます。1枚のパネルの大きさは約163センチ×100センチで、パネルの集合体を7ヶ所設置する計画でございます。隣接は1名から同意を得ております。他法令の申請はございません。排水は雨水のみで敷地内浸透となっており、両総土地改良区並びに赤目川土地改良区より意見書が、両総土地改良区並びに両総本納普通水利組合より雨水についての排水同意書がそれぞれ提出されております。なお、本納第5区自治会に対して当事業説明を10月9日に行って了解を得ております。  
次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。
- 始めに25号議案でございます。申請地は高田字作網地先、畑1048㎡でございます。船橋市の★★さんが高田の★★さんから賃貸借により土地を借り受けて太陽光発電システム用地とする申請でございます。申請理由としましては、採光条件等にも恵まれている当申請地を転用して売電事業を行いたい為とのことでございます。計画としましては、太陽光パネル216枚でございます。1枚のパネルの大きさは約165センチ×100センチで、パネルの集合体を5カ所設置する計画でございます。外周にフェンスを設置いたします。隣接は1名から同意を得ております。他法令の申請はございません。排水は雨水のみで敷地内浸透となっており、両総土地改良区から意見書が提出されております。なお、高田自治会に対して当事業説明を9月3日に行って了解を得ております。  
次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付

すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして26号議案でございますが、次の27号議案と賃借人が同じであり、一体計画での申請となりますので同時にご説明致します。申請地は高師町二丁目地先、他1筆、畑589㎡と一体利用する雑種地・原野・山林2331㎡の合計2920㎡でございます。高師の★★さんが同じく高師の★★さん他1名から賃貸借により土地を借り受けて店舗用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請人はドラッグストアの開業を計画しており、大きな道路に面して集客が見込める立地の良い申請地が見つかったため転用したいとのことでございます。計画としましては、鉄骨造・平屋建て・店舗・建築面積1088㎡が1棟と駐車場31台分でございます。排水は北側公共下水道に放流の計画でございます。隣接同意が必要な農地はございません。他法令の申請は、道路工事施行承認申請を市・土木管理課へ行っております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして28号議案でございます。申請地は木崎字堂塚地先、畑335㎡、仮換地地番大芝土地区画整理組合16街区地先、面積196㎡と一体利用する宅地176.98㎡の合計372.98㎡でございます。東茂原の★★さんがいすみ市の★★さんから土地を買い受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在借家住まいで手狭な為、住環境の良い当申請地に住宅を建てたいとのことでございます。建物としましては、軽量鉄骨造・2階建て・専用住宅・建築面積84.92㎡が1棟でございます。排水は西側公共下水道に接続する計画でございます。隣接同意が必要な農地並びに他法令の申請はございません。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして29号議案でございます。申請地は早野字五反畑地先、他1筆、畑594㎡のうち281.45㎡でございます。早野新田の★★さんが父親である★★さんから使用貸借により土地を借り受けて専用住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、現在アパート住まいで家族も増え手狭な為、実家に近い当申請地に住宅を建てたいとのことでございます。建物としましては、軽量鉄骨造・2階建て・専用住宅・建築面積65㎡が1棟でございます。排水は西側排水路に放流する計画でございます。早野水利組合より排水同意書が提出されております。隣接は2名から同意を得ております。他法令の申請は、道路工事施行承認申請を市・土木管理課へ行っております。

次に転用許可基準でございますが、立地基準につきましては、申請地は用途地域内でございますので第3種農地と判断され、原則許可となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

続きまして30号議案でございます。申請地は早野字霜田地先、畑1053㎡のうち725.75㎡でございます。早野の★★さんが妻である★★さんから使用貸借により土地を借り受けて長屋住宅用地とする申請でございます。申請理由としましては、申請地は市街地に近接しておりアパート経営に適した場所で入居が見込める為とのことでございます。建物としましては、鉄骨造・2階建て・長屋住宅・建築面積180.28㎡が1棟と駐車場10台分でございます。排水は合併浄化槽を設置し南側排水路

に放流する計画でございまして、早野水利組合より排水同意書が提出されております。隣接同意が必要な農地はございません。他法令申請は、法定外公共物土木工事施行許可申請を市・土木管理課へ行っております。

次に転用許可基準でございまして、立地基準につきましては、申請地は生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、許可が可能となりうる農地でございます。一般基準につきましては、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障は添付すべき必要書類で確認をいたしております。

会長 説明が終わりました。小委員会の審議結果について報告をお願いします。

第一小委員長 小委員会での審議の結果、24号議案許可相当、25号議案については許可相当という意見だったのですが、1～20号議案、31～40号議案と事業者が同一であることから一体として扱うとし保留、26号議案許可相当、27号議案許可相当、28号議案許可相当、29号議案許可相当、30号議案許可相当となりましたので報告いたします。

会長 それでは順次審議いたします。まずは24号議案です。こちらも現地調査してございますが、★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 3種農地で、特に支障ないものと思われまして許可相当でお願いします。

会長 それでは★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 ★★委員さんのおっしゃるとおりかと思しますので許可相当でお願いします。

会長 24号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは24号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 24号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして25号議案ですが、本件については小委員会の審議結果の報告どおり、1～20号議案及び31～40号議案と一体と扱うとして1ヶ月保留ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 25号議案につきましては、1ヶ月保留ということに決定いたしました。

次に一体計画であります26号議案及び27号議案です。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 用途地域内にありますので許可相当でお願いします。

会長 26号議案及び27号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは26号議案及び27号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 26号議案及び27号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして28号議案です。★★委員、ご意見ございますか。

★★委員 土地区画整理事業区域内ですので、許可相当でお願いします。

会長 それでは28号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) それでは28号議案につきましては、許可相当に決定いたしました。

続きまして、29号議案です。こちらも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。

- ★★委員 周辺にアパートや住宅も建っており、3種農地ということですので許可相当でお願いします。
- 会長 それでは★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 ★★委員のおっしゃられたとおりかと思しますので、許可相当でお願いします。
- 会長 29号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは29号議案については許可相当ということよろしいでしょうか。(異議なしの声) 29号議案については、許可相当ということに決定いたしました。  
続きますして30号議案です。こちらも現地調査してあります。★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 周辺に住宅も建っておりますので、許可相当でお願いします。
- 会長 続きますして★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 ★★委員のおっしゃられたとおりかと思しますので許可相当でお願いいたします。
- 会長 30号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは30号議案については許可相当ということよろしいでしょうか。(異議なしの声) 30号議案については、許可相当ということに決定いたしました。  
続きますして、農地法5条の規定による許可後の計画変更申請に移ります。41～42号議案について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 41号議案でございますが、次の42号議案と賃借人が同じであり、一体計画での申請となりますので同時にご説明致します。申請地は41号議案にあつては本納字田竜地先、田んぼ129㎡、42号議案にあつては法目字七里海地先、田んぼ95㎡でございます。茂原の★★さんが、榎神房の★★さんと本納の★★さんからそれぞれ土地を借り受けて、作業場用地とする申請でございます。41号議案については、当初期間、平成27年10月31日までを平成28年1月31日までの3か月間の期間延長、42号議案については、当初期間、平成27年12月31日までを平成28年4月30日までの4か月間の期間延長とするものでございます。期間延長の理由としましては、送水管敷設事業の全体進捗計画の遅れによる為でございます。その他、期間延長以外に転用許可内容の変更はございません。
- 会長 説明が終わりました。小委員会の審議結果について報告をお願いします。
- 第一小委員長 小委員会での審議の結果、41号議案許可相当、42号議案許可相当となりましたので報告いたします。
- 会長 それでは審議いたします。こちらも現地調査してございます。★★委員、ご意見ございますか。
- ★★委員 期間の延長のみの変更ですので許可相当でお願いいたします。
- 会長 41号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは41号議案については許可相当ということよろしいでしょうか。(異議なしの声) 41号議案については、許可相当ということに決定いたしました。

続きまして42号議案です、★★委員ご意見ございますか。

★★委員

事業者にとって必要な変更であり、支障ないものと思いますので許可相当でお願いします。

会長

42号議案について、その他にご意見ございますか。(意見なしの声) それでは42号議案については許可相当ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 42号議案については、許可相当ということに決定いたしました。以上で農地法5条の規定による許可後の計画変更申請についての議事は全て終了しました。

続きまして43号議案です。下限面積の設定についての事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第43号 「下限面積(別段の面積)の設定について」ご説明いたします。

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることになりました。

「農業委員会の適正な事務実施について」(20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知)が平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について検討することとされております。

このため、今年度の下限面積(別段の面積)の設定について以下のとおり提案いたします。

地域は、市内全域としました。

方針は、現行の下限面積(別段の面積)50アールの変更は行わないとしました。

理由につきましては、下限面積を設定するに当たり、定めようとする面積未満の農地を耕作している者の数が、耕作者総数の4割を下らないよう農地法施行規則第17条第1項第3号で規定されております。2010年農林業センサスの数値では、農地法施行規則第17条第1項第3号の基準を満たす経営規模が小さい地域ではないこと、また一定の経営面積が確保されないと生産性が低く農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されるため、従来どおり50アールとすることとしました。

下限面積について、補足説明します。資料の1～2ページをご覧ください。根拠法令等を掲載してあります。

農地法第3条第2項第5号は、都府県では50アールに達しない場合等いわゆる下限面積制限について規定しています。ただし、農業委員会が、その市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で下限の面積を定めて公示したときはその面積になるとしています。

下限面積の設定は、農地法施行規則第17条第1項及び第2項で検討することになります。同条第1項では、平均的な経営面積が小さい地域等において都府県にあっては50アールがその実情に適さないと判断される場合に適用されます。同項第3号の「耕作又は養蓄の事業に供している者」の数については、資料の3ページをご覧ください。この2010年農林業センサスの調査結果である旧市町村等の区域における「経営耕地面積規模別農家数」等を活用することになります。これにおける設定区域内の経営規模別分布状況から、おおむね百分の四十を下らない面積を算出し、その算出した面積以上で、当該区域の農業振興計画等を考慮して定めることになります。本市では、50アールに満たない農家数は、各区域とも40%を下回っており、下段の全体累計の割合がおおよそ13.5%になっております。



次に第2項では、高齢兼業化等により農地の遊休化が深刻な状況にあり、特に新規就農等を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られないと判断される場合に適用されます。4ページをご覧ください。「平成26年度利用状況調査」の一覧表においては、新治区域の遊休農地の割合が30%を超えており高いと判断されますが、全体的には、前年比で減少しております。一部の区域を指定することも考えられますが、一部の区域を指定する場合においては、下限面積に満たない小面積での農地利用者が増加しても、設定区域及びその周辺地域における集団的農地利用、農作業の共同化等に支障を及ぼすおそれがない設定区域の位置及び規模であり、地域の農地の保有や利用の状況及び将来の見通し、当該地域及び周辺地域の農業者の営農に関する意向等を十分に考慮して判断する必要があります。

また、農地法施行令第6条第3項では、権利の取得後における耕作の事業が花木、野菜等の栽培であり、かつその経営がハウス園芸等集約的に行われるものであると認められる場合は、その取得後の面積が下限面積に達しなくても、その取得を認めるとされております。

近隣の市町村の下限面積の設定状況ですが、5ページをご覧ください。一宮町が平成26年4月1日から全域を30アールに下限面積を設定しております。理由はご覧のとおりですが、農地法施行規則第2項の適用により新規就農の促進を理由に上げております。昨年度3件の新規就農があったと聞いております。他の市町村は、下限面積の設定は、ございません。

以上ですが、事前に役員会に諮り原案どおり承認を得ております。  
ご審議の程をお願いいたします。

会長

この件についてご質問やご意見ございますか。（意見なしの声）それでは43号議案については承認ということよろしいでしょうか。（異議なしの声）43号議案については、承認ということに決定いたしました。

続きまして、44号議案です。平成28年度茂原市農林行政に関する建議（案）について事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第44号「平成28年度茂原市農林行政に関する建議（案）」についてご説明いたします。

建議制度につきましては、農業委員会等に関する法律第6条第3項に規定されており、市農業委員会が茂原市などに対し意見を申し立てる手続きとなり、これまで毎年行われてまいりました。

なお、今回の農業委員会法の改正により建議制度につきましては、法令業務から削除されましたが、来年度から農地利用の最適化に関する施策について、必要のある場合には、関係行政機関に対し施策の改善意見を提出しなければならないことになりました。

まず、前文の1ページですが、国際的にはTPP交渉が大筋合意され、農産物分野における重要品目の関税引き下げ等が懸念されていること、国の政策として農業の経営所得安定対策及び米政策の見直し、農地中間管理機構の創設に伴う政策の改善措置等、農業委員会法の改正に伴う事務局の強化について記載しました。

次に全体項目については2ページからになりますが、毎年建議は、前年度の建議を踏襲し、見直すべき点に変更し作成しております。平成28年度建議（案）につきましても、同様に作成しております。

4つの重点項目については、平成26年度の千葉県農業会議の建議に合わせ、前年度どおりとしました。

2ページ～3ページにありますIの食料自給率向上に向けた施策の推進につきまして

は、内容は前年度どおりとなりますが、1ではTPP交渉大筋合意を受け、重要品目の関税引き下げを実施しない旨などを要望する内容にいたしました。3の「水田フル活用（需要のある作物の振興）」では、国の直接支払交付金を利用した戦略的作物である麦、大豆、飼料用米、米粉用米などの生産の振興を求める要望、4の「米の政策」では、平成30年産からを目途に米の生産調整が廃止されることに伴い、その政策について触れ、本年産米価の下落に対する対応を求める要望、5の「経営所得安定対策」では、畑作物の諸外国との生産条件の格差による国産農産物について生産コストと販売額の差に相当する額を交付する直接支払交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和対策については、規模要件を課さずに、認定農業者・集落営農・認定就農者を対象に実施されていることから、意欲ある農業者への加入促進を求める要望といたしました。

IIは強い農業を推進するための経営基盤対策の強化についてです。

まず、1. 担い手対策につきましては、(4)担い手に対する市単独助成制度の創設、農地利用集積を実施した意欲ある担い手に対し、市単独費助成制度創設の要望を追加いたしました。

2の適切な農地管理と遊休農地対策の推進については、前年度と同様ですが、主なものとして(1)農地中間管理機構の活用について、公益社団法人千葉県園芸協会が指定を受け、受付を市農政課で行っていることから、その政策の周知強化、(2)人・農地プランの作成について、各種助成金等支援制度があることから農地中間管理機構と連動して市内全域で同プランを作成するなどの要望をしております。

IIIの住みやすい農業地域をつくるための地域振興対策の強化については、5ページになりますが、内容は前年度どおりです。

IVの農業委員会の法改正に伴う体制整備について、6ページですが、昨年度に職員が1名の減になり、今年度は増減がありませんが、農業委員会法改正により、農業委員会は、専門職員の配置及び資質の向上を図ること、市町村長は農業委員会に対し、必要な協力をするよう努めることが新たに規定されたことから前年度同様、要望するものです。

以上、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定により建議するものです。

また、10月19日の役員会に事前に諮っております。ご審議の程お願いします。

なお、市長への提出は、11月2日(月)に行う予定となっております。

会長

この件についてご質問やご意見ございますか。★★委員、どうぞ。

★★委員

市長宛に建議をするわけですが、その結果として、どのような対応を市当局はするのでしょうか。

事務局

市長宛に建議をいたしますと、その建議の内容について回答をいただいております。その回答の内容については回答があり次第、総会にて発表させていただく予定となっております。

会長

その他にご質問やご意見ございますか。(意見なしの声) それでは44号議案については承認ということによろしいでしょうか。(異議なしの声) 44号議案については、承認ということに決定いたしました。

以上で協議事項は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の総会の議案はすべて終了いたしました。

長時間にわたる慎重審議、ありがとうございました。

以上のとおり、茂原市農業委員会第12回総会の議事の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、次のとおり署名捺印する。

平成27年10月30日

茂原市農業委員会 会長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 農業委員 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 農業委員 \_\_\_\_\_ 印